

令和5年9月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和5年9月22日（金） 午後1時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦
	委員	古山美穂

・説明者	教育監	堂山浩三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
	生涯学習部長兼生涯学習課長 兼市民大学事務長	田中直明
	学校教育部理事	黒木 悟
	学校教育課長	伊藤 圭
	学校教育課課長補佐	新見 豊和
	学校教育課課長補佐	篠原 靖
	スポーツ振興課長	梁川 泰延
	こども保育課長	吉井 裕子
	こども政策課長	佐原 幸恵
	こども政策課参事	山岸 知弘

・事務局	教育政策課長	寺元麻子
	教育政策課課長補佐	萬田正英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 議案第 32 号
公立幼稚園の令和 6 年度の運営方針について
- 日程第 4 議案第 33 号
羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 34 号
羽曳野市学校運営協議会委員に係る報酬等の決定について
- 日程第 6 議案第 35 号
令和 5 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について
- 日程第 7 報告第 7 号
就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和 5 年 7
月時点版）について
- 日程第 8 報告第 8 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 9 報告第 9 号
羽曳野市立学校のおけるいじめ事案について
- 日程第 10 その他
・ 日程調整など

開会：午後 1 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 9 月 7 日に、本会議が開催されました。
- (2) 9 月 8 日に、校長会が行われました。
- (3) 9 月 12 日に、教頭会が行われました。
- (4) 9 月 15 日に、給食献立コンクール市長賞の喫食が行われました。
- (5) 9 月 19 日に、防火ポスター審査会が行われました。
- (6) 9 月 22 日に、月例グラウンドゴルフ大会が行われました。

日程第 3 議案第 32 号

公立幼稚園の令和 6 年度の運営方針について

- こども保育課長より、公立幼稚園の令和 6 年度の運営方針について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

私からは、議案第 32 号「公立幼稚園の令和 6 年度の運営方針について」ご説明いたします。

これまでの教育委員会議の中で、その他の案件として、ご意見を伺いながら進めてまいりましたが、今回は議案としてご提出させていただきまして、この方針で進めることに関してご承認いただきたく、これまでの説明と重複するところがありますが、改めてご説明させていただきます。

まずは、お手元の A 3 の資料をご覧くださいと思います。

羽曳野市においては、保育園のニーズが高い一方で、公立幼稚園の就園児数が急激に減少しておりまして、幼児教育における適正な集団規模の確保が困難な状況の園が増加しています。

そのため、子どもたちを取り巻く環境の変化に的確に対応し、多様な教育活動の展開や集団の中で子どもたちが切磋琢磨できる、活力ある教育環境を確保していく必要があると考えています。

園児数減少が顕著な幼稚園という事で、前回の教育委員会議でもご報告させていただいた数字になりますが、特に西浦幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市幼稚園、古市南幼稚園の数字を出させていただいております。

まず、西浦幼稚園は、令和5年度4歳児の園児数が2名であることから、集団教育を確保するため、令和6年度は、羽曳が丘幼稚園との合同保育とすることで保護者との調整を行いました。

方針としましては、令和10年4月開園の「こども園4」に統合予定である西浦幼稚園については、現4歳児2名の卒園をもって、令和6年度末閉園としたいと考えています。

実施内容としましては、令和6年度園児募集は行わない事。在園児2名については、令和6年度は、送迎を行い羽曳が丘幼稚園で合同保育を実施する。この内容で、保護者様にもご理解いただいたところです。

次に駒ヶ谷幼稚園、古市幼稚園、古市南幼稚園は、令和8年度からこども園3への統合が予定されている中、それまでの期間（令和6～7年度）において、さらに園児数が減少した場合、集団教育に必要な園児数に満たないこととなるおそれがあるため、子どもたちの育ちに大切な集団が過小規模とならないよう対応について検討を行ってまいりました。

方針としましては、令和8年度こども園3への統合が予定されている3園につきましては、スケジュールどおり令和7年度末の閉園とし、それまでの令和6から7年度において、集団教育に必要な園児数に満たない場合は、一定数での集団教育を確保することができるよう対応を行う事で、実施内容としましては、令和6年度園児募集はこれまでどおり実施。あわせまして、この園に通われます3・4歳児保護者に対し、令和6年度通園先の意向調査を行い、園全体で10名未満または1学年で3名未満（ただし0名の場合を除く。）の園については、送迎を行い他園で合同保育を実施することとしております。

0名を除くとさせていただいているのは、今回のこの方針の方向性が集団教育の確保ということでありまして、0名の学年については考慮する必要がないことから除外という形にしております。

次に、資料の右側にいきまして、この意向調査結果また、入園受付申し込み状況につきまして、記載しております。

令和6年度入園新規申込の受付期間は、9月12日から9月14日までの3日間で行いました。

状況は記載のとおりで、駒ヶ谷幼稚園は、3歳児が4名、4歳児が新たに2名の申し込みがありました。古市幼稚園は、4歳児が7名。古市南幼稚園は、4歳児が5名となっております。

在園児保護者に対する意向調査結果としましては、現在の園に同じく通園する

という方は、駒ヶ谷幼稚園・古市幼稚園がそれぞれ6名。古市南幼稚園は、8名となっており、現在通園されている全ての方が、引き続き同じ園に通園するとの回答をいただいた所です。

その結果、受付期間終了時点での来年度通園予定者数につきましては、こちらの表にあります通り、駒ヶ谷、古市、古市南、それぞれ3園とも園全体で10人を超えまして、10人以上かつ1学年3人以上となりました。

駒ヶ谷幼稚園の6年度の5歳児は、新たな入園希望者も現時点ではなく、0名のままとなっていますので、今回の基準からは除外します。

よって、3園とも基準を超えているという事で、令和6年度は、合同保育とはならないという事で一旦これを仮決定したいと考えております。なお、スケジュールにつきましては、記載のとおりで、来年2月には本決定という事にさせていただきます。ただし、3月31日までの園児数により変動となる場合があるということですのでさせて頂いておりますが、これまでの経験則で言いますと受付期間終了後も、転入者や保育園に入れなかった方など、若干名の入園申込があるのではないかと見込んでいます。

また、令和7年度についても、令和6年度と同様の方針で、合同保育の実施について決定していくこととして、進めたいと考えております。

参考としまして、A4の資料の方にその他の園も含めまして、公立幼稚園全園の申し込み状況につきまして、お渡ししております。左端が令和5年度の申込者数、真ん中が今回受付しました6年度の申込者数、右側が新入園児と在園児を合わせた6年度の在籍予定者数という事になっております。

今後、若干の入園申込者の増加は見込んでいるものの、現時点では駒ヶ谷幼稚園以外のすべての園において、前年度より園児数が減少する見込みとなっています。

令和6年度、7年度の公立幼稚園の運営の方針と、現在の状況についての説明は、以上となります。

ご承認の程、よろしくお願いいたします。

《教育長》

結論から言いますと来年度は、駒ヶ谷・古市南・古市は、継続して保育をしていくという事です。

《多田委員》

羽曳が丘幼稚園が少ないですね。以前は多かったように思いますが。

《教育長》

全体的に子ども数が減ってきていますね。

《多田委員》

埴生地区の方には、新しく建ちますか。

《こども保育課長》

埴生幼稚園と高鷲南幼稚園は、今のところ幼稚園として存続の方向です。それ以外の幼稚園に関しましては、こども園に統合していくという所で、埴生南幼稚園と羽曳が丘幼稚園と現在のはびきの保育園は、時期は未定ですが、この3つをおそらく第5のこども園にという計画上はなっております。

《教育長》

西の方、高鷲南中学校区は、人が減らないです。でも、高鷲中学校区は減っています。羽曳が丘地区も減っていきます。東の方も減ります。今は、第4のこども園まで計画があります。

《新熊委員》

こども園の1号認定の子どもは増えているのですか、減っているのですか。

《教育長》

減ってきていますね。

《多田委員》

園児が来たいと思うような何かを考えださないと。

《教育長》

そうですね。

たぶん平成15年当時は、園児が500人から600人ぐらいいたと思います。今は、3分の1程度になっていると思います。でも、子どもの数は、3分の1にもなっていませんよね。

《こども保育課長》

やっぱり公立幼稚園が減っています。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第33号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

- スポーツ振興課長より、羽曳野市立中央スポーツ公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《スポーツ振興課長》

中央スポーツ公園の条例施行規則の改正について説明します。

資料の方は、議案と改め文、あと新旧対照表になります。

中央スポーツ公園は、はびきの埴生学園に隣接するグラウンドと市民プールのある施設ですが、令和6年度、来年度から指定管理制度導入するにあたり、5月にこの教育委員会議に条例改正の議案を議会に提出させてもらいたいとこのことでご審議いただき、議会でも条例改正について、承認をいただいております。今回は、令和6年4月1日施行として、開場時間や利用手続き、減免基準、キャンセル料などを規定する施行規則を指定管理者に対応する条文に改正することについてお諮りするものです。

主な内容については、教育委員会を指定管理者に改正したり、使用という単語を利用に、使用料を利用料金というような文言の改正になりまして、特に、利用時間や減免、キャンセル料の基準を変更するものではありません。

ちなみに今年も中央スポーツ公園の市民プールを7月21日から8月末まで開場し、台風の影響で1日臨時休業しましたが、特に大きな事故もなく無事に終わることができました。

オープンした去年は無料券を配布したんですけれども、それを超える入場者が今年はありません、去年が19,700人ぐらいでしたが、今年は21,200人ぐらいで、大体7.5%程度増え、日曜日やお盆の合計8日間ぐらいは入場制限をしないとイケないぐらいの状況で、親子連れであったり小学生などでにぎわいました。この市民プールの管理も含めまして、来年度から中央スポーツ公園の管理を指定管理者に委託する予定となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

《教育長》

大きくは、文言を指定管理に対応する条文に改正するということです。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第34号

羽曳野市学校運営協議会委員に係る報酬等の決定について

●学校教育課長より、羽曳野市学校運営協議会委員に係る報酬等の決定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

趣旨としましては、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを運営実施するにあたりまして、保護者代表や地域住民などで構成する委員に対しまして、新たに報酬額の制定を行うものです。なお、本件は『特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例』の条例の一部の改正を要するため、本会議にて承認後、本条例の所轄する人事課から令和5年第4回定例市議会に提出を行う予定となっております。

そもそも学校運営協議会の設置、つまりコミュニティ・スクールの導入につきましては、前回の総合教育会議におきまして、実施の方向でご承認を得ましたので、モデル校である羽曳が丘小学校と連携して、現在準備を進めているところでございます。

羽曳が丘小学校におきましては、今年度は6月に第1回の学校運営協議会準備会を実施しまして、7月の校内研修会に文科省認定のコミュニティ・スクール・マイスターを講師にお招きし、準備会委員の方々と教職員と一緒に制度内容の理解を深めることができました。

資料の地域とともにある学校づくりが7月の校内研修会の資料となります。

こちらの内容で教職員とともに理解を深めることが出来ました。

今後は地域住民や保護者様向けに周知を進めていく予定でございます。

そこで、本題の学校運営協議会委員の構成人数及び報酬費についてですが、近隣市のコミュニティ・スクールの状況をまとめた一覧表をご覧ください。

富田林市、柏原市、千早赤阪村、河南町は未設置となっております。松原市から豊中市までの8市につきましては、日額で設定されておりまして、1回1回の報酬費となっております。また、四条畷市から能勢町までの6市町についてきましては、年額で設定している報酬費となっております。

本市におきましても、当初は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に則りまして、1回7,000円の報酬費を考えておりましたが、準備会委員の方々より「7,000円は高すぎる」という強い声がありまして、近隣市の状況を確認したところ近隣市においても同じような声があり、報酬費の設定には苦慮していることをお聞きしているところです。また、多くの市町村で年額・日額ともに10,000円から20,000円までの設定が多く、近隣市の状況からも年額12,000円という報酬費の設定が妥当であると考えております。

委員の構成につきましては、校長・教頭・担当者が想定されます学校職員3名を含めて10名以内で想定しております。報酬の対象としては7名の設定ということで考えております。また、実施回数としましては、年間3回から4回の協議会の実施を想定しております。

最後に、今後のスケジュールとしては、第4回定例市議会において条例改正、年明けての教育委員会議において規則の制定をしていく流れの計画で考えてお

ります。

私からの説明は以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

《教育長》

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、学識経験者が20,000円。保護者や地域の方は、7,000円となっていますが、今の理由から特別に条例の中に制定しようというのがメインです。コミュニティ・スクールにつきましては、全小・中学校に設置している市もありますが、南河内では、今は松原市ぐらいです。ただし、松原市は、中学校校区で設置しています。羽曳野市は、小・中学校で設置しようとしています。ここについては、これから動き出していかなければと思っています。

今回は、条例制定に関しまして年額12,000円で年間3回から4回という所をご議論頂ければと思っています。

《多田委員》

学校に係る部分で費用が発生するのは、これ以外にないですか。

《学校教育課長》

学校協議会が今、全校にありますが無報酬です。

《多田委員》

無報酬ですよ。このコミュニティ・スクールに報酬を出す事への反発等はないのですか。

《学校教育課長》

学校運営協議会の委員になりましたら、市の非常勤職員となりますので、秘密保持をした上で学校の運営の所に色々関わって頂く事が増えますので、報酬等を支払っている制度でございます。

《学校教育部理事》

学校協議会の位置づけは、学校教育法に位置づけされています。学校評価を行ったり学校が説明を行ったりという外部機関にあたりますが、学校運営協議会の方は、別の法律に位置づけがあり、要は運営にかかわる部分で学校運営協議会があるので、意見を伺う事もありますし、メインで動いていただく事もあるので報酬が発生するとなっています。

《教育長》

例えば、Aさんが同一年度にX小学校とY中学校の学校運営協議会委員になることは可能ですか。

《教育監》

例規上は可能です。報酬もX小学校の委員としての報酬とY中学校の委員としての報酬がそれぞれ支払われることになります。

ただ、運用上の問題として、今後中学校区を単位とする合同会議や研修会等の実施も想定されることから、同一日程に複数の身分を有するAさんが出席することとなります。この場合、報酬の二重払いとの評価を受ける可能性があることから、小学校と中学校それぞれの学校運営協議会委員に委嘱することは好ましくないものと考えております。

《教育長》

学識経験者もこの金額ですね。

《教育監》

そうです。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第35号

令和5年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について

- 教育政策課長より、資料に基づき、令和5年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

令和5年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明させていただきます。
羽曳野市教育委員会表彰は、羽曳野市教育委員会表彰規程により、表彰するものであり、表彰の区分としましては、学校教育活動功労者、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、クラブ活動優良者、善行者、教育長特別の各表彰がございます。

教育委員会事務局の各所属・学校園より推薦のありました、個人・団体について、表彰審査会を開催し審議させていただきました。

その結果、令和5年度教育委員会表彰候補者は、18名となっております。

表彰者候補者総括表をご覧ください。

羽曳野市教育委員会表彰規程第1条の規定に基づく、学校教育活動功労者表彰対象者は、1名でございます。

20年の長きに渡り、幼稚園の諸行事の際などにご協力をいただいている地域協力者の方となっております。

次に、表彰規程第2条の規定に基づき、クラブ活動優良者表彰対象者は、12名でございます。

近畿中学校総合体育大会または全国中学校体育大会に出場し、クラブ活動の振興に貢献した生徒の皆さんです。

峰塚中学校・河原城中学校の陸上部・水泳部・柔道部において、大会に出場しご活躍されました。

総括表の裏面をご覧ください。

表彰規程第3条の規定に基づき、体育等の活動において特に優秀な功績をあげたもの、委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあったものとして、教育長特別表彰対象者は、5名となっております。

空手、野球、サーフィンの各大会で、優秀な成績を修められた児童・生徒の皆さんです。

今回、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、善行者表彰については、該当者はございませんでした。

ご審議いただきますようよろしくお願いします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 報告第7号

就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和5年7月時点版）について

- こども政策課参事より、資料に基づき、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和5年7月時点版）について説明と報告がありました。

《こども政策課参事》

就学前教育・保育のあり方に関する基本方針の時点修正についてご説明させていただきます。修正箇所のみ抜粋してご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

下から5行目「この度」以降に本時点修正の趣旨を記載しています。

趣旨といたしまして2点ございまして、こども園3の基本計画を策定したこと。また、元々、前回のあり方の改訂版の中で「整備・運営の手法」でも記載させていただいておりましたが、こども園4の整備に民間活力の活用を軸とする方針を取り入れたこととございます。

これらを踏まえ、後ほど記載あります「今後の具体的な取り組み」箇所の時点修正を行っております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2. 就学前教育・保育の現状につきまして、基本的に数字の時点更新としております。

(1) 子どもの年齢別人口についてきましては、あり方策定当初の平成 30 年に比べまして、10 パーセントに当たる 1,198 人が減少しております。

また、(2) ①につきまして、3 ページの上段の表をご覧ください。

表中、幼稚園・保育園・こども園の入園児数を見ると公立幼稚園は、令和 5 年には 271 人で平成 23 年からは 65% 減少、保育園では、112 人増で平成 23 年からは 6.1% 増となっております。

しかし、保育園においては令和 2 年以降緩やかな減少傾向にあります。

その下②の幼稚園・保育園・認定こども園の現状等につきまして、公立幼稚園の入所率は全体で 36% となっており、公立こども園の 1 号認定児の入所率は 65%、2・3 号認定児の入所率は 98% となっております。また、保育園は公立園で入所率 95.5%、民間園で 104.2% となっております。

入園児数をクラス別に記載した表が、4 ページにございますので、またご確認ください。

続きまして、5 ページをご覧ください。

(3) 施設の状況では、公立保育園は昭和 40 年代中頃の建築が 2 園。幼稚園は昭和 50 年以降の建築となっております。耐震が C となっている園が 1 園ございますが、令和 8 年 4 月にこども園 3 に移行予定です。

続きまして 6 ページをご覧ください。

3 番、現状から見た課題と 4 番、今後の園児数・利用定員数の推計の箇所についてきましては、内容はほぼ変わっていませんが、4 (1) 表中の人口と園児数につきましては、令和 5 年まで実数、令和 6 年以降は推定値となっております。いずれも人数は減少しているものですが、当初推定していた数値よりも緩やかな減少となっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。

5 番、今後の基本的な方向性・方針の(3) 今後の具体的な取り組みについて、こども園 3 につきましては、この度基本計画が策定されたことにより、施設規模・定員を基本計画の内容を抜粋して記載しております。

こども園 4 につきましては、第 1 給食センター跡地に整備予定となっております。

整備に当たりまして、本市の羽曳野市公共施設跡地利活用基本方針における、跡地利活用の基本的な考え方におきまして、民間にできるものは民間に委ね、市民に還元できるものとする必要があるとしておりまして、跡地利活用検討の視点において、民間活用の視点を挙げている所でございます。

また、財政健全化の視点といたしまして、財源の充実を図るために、民間事業者等への施設跡地の売却や貸付を行うことについても検討するとしています。

さらに羽曳野市行財政改革大綱におきまして、公共施設マネジメントの推進として P F I の導入の検討がございまして、これらに基づきまして民間活力の活

用を軸とした跡地利活用の方針をこども園４の整備に取り入れ、公設民営・民設民営を含めた民営化を基本とした整備検討を進めてまいります。

こども園５につきましては、公設民営・民設民営を含めた民営化など様々な手法による整備検討を進めるという形にしております。

続きまして、10 ページをご覧ください。

こども園再編の計画（案）についてです。表中、こども園４の対象となっている西浦幼稚園でございますが、令和７年３月の閉園としております。

また、表下の※印で、各園の再編・統合時期につきましては、予定を記載するものであって、入園児数が少ないなど集団規模の確保が困難な場合には、やむなく閉園時期が早まる旨を記載しております。

以上で時点修正の説明を終わります。

日程第８ 報告第８号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、３件の報告になります。

１件目は、専決日は８月２８日、団体名は、「一般社団法人 魚本流空手拳法連盟」、事業名は「第３２回全日本少年少女空手拳法選手権大会」です。

２件目は、専決日が９月６日、団体名は「羽曳野市ゲートボール協会」、事業名は「第４１回羽曳野市協会杯ゲートボール大会」です。

３件目は、専決日が９月２１日、団体名は「羽曳野少年少女合唱団」、事業名は「羽曳野少年少女合唱団 第３３回定期演奏会」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

日程第９ 報告第９号

羽曳野市立学校におけるいじめ事案について

《教育長》

報告第９号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第５条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思いま

す。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、報告第 9 号は、秘密会といたします。

日程第 10 その他

- (1) 文化財・世界遺産室長より、文化財保存に伴うクラウドファンディングについて報告がありました。
- (2) 学校教育課長より、全国学力調査の結果報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 10 月定例教育委員会議を、10 月 27 日（金）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午後 2 時 50 分